

第1期第3回 横浜市市民協働推進委員会 会議録	
日 時	平成25年11月25日（月）午後6時00分から8時00分まで
開催場所	マツ・ムラホール第一・第二会議室
出席者	小濱哲委員長、奥山千鶴子委員、門倉晴義委員、時任和子委員、 中島智人委員、治田友香委員、松村正治委員、
欠席者	三輪律江委員
開催形態	一部非公開（傍聴者2人）
議 題	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 平成25年度第2回市民活動運営支援事業部会審査結果について イ 平成26年度市民活動共同オフィス入居団体審査について ウ 平成26年度横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項について エ 次期横浜市市民活動支援センター運営事業委託団体の選定について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 平成26年度以降の横浜市市民活動支援センター事業部会の役割について イ 横浜市市民活動推進ファンド（夢ファンド）の寄附の新たな活用方法について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「そうだ！NPOに聞いてみよう！」認定・指定NPO法人による相談窓口事業について イ 市民活動コーディネート入門講座について ウ 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領改正について <p>その他</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>（小濱委員長）皆様、これより第1期第3回横浜市市民協働推進委員会を開催いたします。</p> <p>本日の出席状況ですが現在5人の出席があり、市民協働条例施行規則第8条第2項の規定によって充足数を満たしておりますので、委員会が成立していることを確認いたします。なお、奥山委員、治田委員は、少し遅れて出席されるとの連絡をいただいています。</p> <p>また、本日の委員会は公開ですが、審議事項エ「次期横浜市市民活動支援センター運営事業委託団体の選定について」は、最終的な団体決定につきまして、今後開催される横浜市業者選定委員会で行うことになっております。この議題のみ非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（了承）</p> <p>（小濱委員長）では、この議題につきましては、すべての議題が終了してから審議</p>

することにします。

それでは、議事を進行します。

初めに前回の議事録の確認をします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) 前回の会議録につきまして、何か御質問等がございますか。これによろしければ、前回の会議録につきましては御確認いただいたことにします。

2 議題

(1) 審議事項

ア 平成25年度第2回市民活動運営支援事業部会審査結果について

(小濱委員長) それでは審議事項から始めたいと思います。まずはア「平成25年度第2回市民活動運営支援事業部会審査結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) 何か御質問・御意見等がございますか。それでは登録団体及び抹消団体並びに助成金交付の8事業について御了承いただけますでしょうか。

(了承)

(小濱委員長) それでは、御了承いただいたということで、これで進めさせていただきます。

イ 平成26年度市民活動共同オフィス入居団体審査について

(小濱委員長) 次にイ「平成26年度市民活動共同オフィス入居団体審査について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) 何か御質問・御意見等がございますか。門倉委員、何か補足がございますか。

(門倉委員) 御報告のとおり、残念ながら1団体が満たないというか、活動が届いていない団体がありました。あと、もう一つ話題として出ましたのは、かなり収益が上がって運営がしっかりとしている団体の応募があったのですが、評価基準、基本評価事項から財務状況もしっかりとしているという評価になってしまい、団体として支援すべき団体なのかどうかという、基本的な視点をこの評価軸では評価できないことがあるのかなというのが1つ気になったところです。以上です。

(小濱委員長) ありがとうございます。指摘された課題等につきまして、また部会の中で揉んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまの市民活動共同オフィス入居団体につきましては御了承いただけますでしょうか。

(了承)

(小濱委員長) それでは、御了承いただいたということで、本件もこれで進めさせていただきます。

ウ 平成26年度横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項について

(小濱委員長) それでは、ウ「平成26年度横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項について」、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) 何か御質問・御意見等はございますか。門倉委員、何か補足がありますか。

(門倉委員) 特にありませんが、今御説明いただいたとおり、複数年で申込みされる方の事業計画の中身をもう少し細かく見るような様式にさせていただいて、配点もそれに伴い、少しボリュームアップしています。

(小濱委員長) わかりました。それでは、ただいまの「平成26年度横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項について」は御了承いただいたということでしょうか。

(了承)

(小濱委員長) それでは、御了承いただいたということで、本件もこれで進めさせていただきます。

(2) 協議事項

ア 平成26年度以降の横浜市市民活動支援センター事業部会の役割について

(小濱委員長) 引き続き、協議事項に入りたいと思います。協議事項のア「平成26年度以降の横浜市市民活動支援センター事業部会の役割について」について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。事業部会の方は少し負担が増えるのかなという感じですが、御説明にありましたように、審査と評価を一体的に行うという提案です。お1人ずつ聞きましょうか。では、時任委員からお願いします。

(時任委員) 審査をされることで、やはりその事業に対して深く色々と確認したり、審議したりできると思いますので、それを踏まえて評価に当たることで、それが一体的な形になるのだと思います。部会の方には少し負荷がかかるかもしれませんが、一体的になることでよろしいのではないかと思います。

(小濱委員長) ありがとうございます。治田委員、どうでしょうか。

(治田委員) これはどのような経緯でこのようになったのかを教えていただけたらと思います。

(事務局) 1つとしましては、先ほど自主事業は今回複数年の募集という話をさせていただきましたが、特に自主事業が複数年になった場合に、継続の審査も影響し

てくる中で、事業の継続の審査を当初提案に対して評価・審査した部会において評価することで、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、一体的な評価に繋がりが、次年度に繋がっていくのではないのかということが1つの理由です。

(治田委員) 流れがわからないので、あまり適切ではないかもしれないのですが、評価というか、色々なプロセスを経て選ばれるということはいいいことだと思いますが、もっとフレキシブルな、柔軟なやり方があるのではないのかなという気がして、あまりにもストイックに審査とか評価が多過ぎないかという感じがします。中島委員、その辺いかがでしょうか。

(中島委員) このセンター事業自体の性格によると思います。複数年にしたときにその事業自体を、例えば事業を育てていく事業、今まで手がつけられなくて、先進的であって、これを育てていきたいような事業を多く採択して、それを振り返りながら、プラン・ドゥ・シーのプロセスを進めながら、次の年度はもっといいものに。というようにしていくのでしたら、今事務局から御説明いただいたような一体的にというのはすごくいいことだと思います。ただ、今、治田委員からありましたように、もしかしたら申請の段階で結構きちんとしたもの、もう少しきちっとした、先まできちんと見通せた事業を選定しようとするのであれば、もう少し公平に、今のシステムのように評価を分けてというのもありかなと思います。ですから、複数年の間にどのような期待をするのかによっても変わってくるのかなどの印象を持っています。

(小濱委員長) ありがとうございます。松村委員、いかがですか。

(松村委員) 2点あって、1つは中島委員がおっしゃった点なのですが、今のやり方で私たちは評価しているわけですが、非常に短い時間の中で色々なプロセスを飛ばして評価だけをしていて、それがどのくらい意味があるかということ、審査の過程の中で色々出てきたことをフィードバックしながら育てていく方が、私たちのスタンスからすると望ましいと思います。しかし一方で、私たちが評価しなくなり、一体ここは実質的に何をできるかといったときに、例えば今日の事項についても、ほとんどもう決まっていることを追認したような状況なわけですが、今までやってきた中で、評価するという機会は、ある程度この推進委員会が委員会らしいことを自主的にやれている部分でもあると思います。それを全て事業部会のほうにお願いしていったときに、ほとんどもう上がってきたものを「うん、うん」とうなずくだけになってしまうことについて、この委員会の意味を大分失っていきそうな気がするところはかなり懸念しています。そのような点では、今のやり方が決してベストとは思わないのですが、この委員会の意味を考えたときには、審査と評価を分けていることはそれなりの合理性があると考えています。

(中島委員) 先ほど資料5の冒頭に「審査と評価を一体的に行うことで、より効果的に事業を進めることができるのではないか」と記載されているのですが、この「効果的に」というのがどのような意味かとのことでもあります。この事業自

体が、事業を行って、受益者にサービスを提供することが目的でしたら、確かに「効果的に」と言えるかもしれないですね。繰り返しになりますが、この事業自体を複数年度にしたことの意味合いから照らし合わせて、「効果的に」というのが変わってくると思うのです。団体の支援なのか、受益者のためのサービスを充実させるのか、なおかつ事業費・人件費を含めて補助するとのことですから、その後どうするのかとか、継続性をどう担保するかというところも含めて考えると、最終的なゴールをどこに持っていくかによって、この「効果的に」という意味合いが変わってくるような気がします。それから、照らし合わせて適当なのかということも判断しなければいけないと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。門倉委員、お願いします。

(門倉委員) 部会委員として当事者になるわけですが、先ほど御報告があったとおり、1つの組織で審査と評価をすることで、対外的な評価とか透明性の確保とか、そういう部分はどうかということ。その辺が大きいところにあると。あと、評価というのは違う目で見ると意味もあるのかなと思っておりまして、その辺を、事業をどう評価して次の年の活動を高めていける仕組みになっていくのかということが基本にあるので、それは1つでも2つでもいいのですが、かなり大きな額が動く事業になるので、選定するときどのような組織のあり方がいいのかを慎重にご検討いただければと思っています。

(小濱委員長) ありがとうございます。あとは皆さんご自由にご意見を出し合っていただきたいのですが、どうでしょうか。時任委員、いかがですか。

(時任委員) 今回複数年度の部分で、本当に3か年の事業計画が、かちっとできているところを選ぶのか。審査となるときとそのようなことになると思うのですが、逆に発想はいいと。これは課題解決に向いていると。ただ、未熟な部分があるので、それを市民局や支援センターが育てていくというような、団体の育成とか事業を育てるといような事業を採択する可能性があるのか。それとも、もうしっかりと3か年の計画、あと団体の力を優先するのか。私自身が見えていない部分がそこにあるために、今皆さんのご意見を伺っても、もうひとつ、審査と評価はこうがいいというのがちょっとわからないところがあります。

(治田委員) 松村委員からもありましたが、私も今この委員に参加させていただいて、何か本当に全て決まったものが「はい、そうですね」みたいな形になるのがすごく違和感があります。私が元々、NPO支援の場にいたときに、もっと自由な発想で個々のNPOがお金を得たり情報を得たりということの、金額的に大きい小さいかは微妙だと思うのですが、割と中盤のもの、100万円が大きいとすれば、200万円、300万円とか、それ以下とか、色々あると思うのですが、何かもう少し柔軟さがないと、前も申し上げましたが、エクセレントNPOばかりが通って、しかも特定の、事業部会のメンバーを批判するわけではないのです。それを選ばれたのは市なのですが、本当にそこに多様性があるのかなとか、本当にその審査の

中で次なるアドバイスまでもらっているかどうかわからないのに決まって、さらにそこが評価して、私たちはもしかしたら多様な意見があつて、それも届かないままにどんどん進んでいって、「いや、あなたたちが決めたことだから」と言われることの怖さのほうが私は怖いなと思っています。

もう一つ言えば、市民活動支援センターが結果としてその人たちを日常的にフォローしていくのだとすれば、市民活動支援センターの運営者がここに1人入るか、もしくは市のお金を使うのであれば、市の職員のどなたか、役職の方でもいいのですが、責任を持って主体として関わるというやり方もあると思います。私が今一番怖いと思っているのは、市民が市民をチェックすることの怖さが余りにも議論されていなくて、協働という言葉でごまかされながら進んでいくことです。そこをもう少し議論したほうがいいのかなど。ここで言う議論ではないかもしれませんが、私がここまで来て、特に審査のところではすごく懸念するところなので申し上げました。

（小濱委員長）ありがとうございます。そのほかに皆さん、御意見はどうですか。私も皆さんの御意見を聞いていて、なるほどと思うところもあります。一体的に行うことのメリットと、分けて行うことのメリットがありそうですね。そこをもう少し整理しなければいけないかなと思いました。それから治田委員がおっしゃったことで、市民が市民を評価するとか審査することの妥当性と歯止めを、もう少し皆さんが議論する機会があつてもいいかもしれません。確かに、この委員会もそうだし、事業部会もそうなのですが、私たち大学の先生みたいなメンバーに加えて、市民団体のNPO活動をされている方ももちろん入っていますが、同じ市民活動をされている方が同じ市民活動をされている方を審査したり評価したりしていくことの妥当性とか是非とか、その辺はもう少し整理して、この委員会と事業部会の権威づけをしろというわけではないですが、どこかで1回議論した方がいいかもしれません。皆さんでざっくばらんに話してみたいと思いました。

それではこの件につきましては部会のほうで再び検討を行っていただきまして、最終的にどうするかにつきましては、3月に開催しますこの委員会で議題にして、皆さんでまた考えたいと思います。4か月ぐらい先になってしまいますが、その間また色々な情報も集めていただきながら、部会で揉んでいただきたいと思います。そのように扱わせていただきたいと思います。その間また皆さんが思いつくことがありましたら、どんどん事務局のほうに言ってください。

（中島委員）委員長、つけ足しです。松村委員も一緒にずっと神奈川県基金21というものをやっていたのですが、継続審査なので、そちらは評価しないのです。継続審査なので、次年度の審査を、評価を交えながら審査するのです。それと比べると、評価を独立してやっていること自体素晴らしいことだと思うので、ぜひ有効にその評価のフェーズが機能するようになることを考えるとすごくいいかなと思います。

(小濱委員長) どうもありがとうございました。では、3月の本委員会でもう一度話し合いたいと思いますので、よろしくお願いします。

イ 横浜市市民活動推進ファンド(夢ファンド)の寄附の新たな活用方法について

(小濱委員長) それでは次に、イ「横浜市市民活動推進ファンド(夢ファンド)の寄附の新たな活用方法について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) まずは夢ファンドの1「希望寄附分野の統合」のところから行きましようか。現在18分野あるものを5分野にまとめて、少額寄附も有効に活用できるようにしていきましようという趣旨です。いかがでしょうか。では、奥山委員から行きましようか。

(奥山委員) 寄附する人は細かくというか、大括りで選べるということはあるとは思いますが、この細かい数字のところも一応見ながら選ぶということなんでしょうか。

(事務局) 番号が変わるかもしれませんが、例えば1であれば「保健・医療」「福祉」「子どもの健全育成」がわかるようにした上で、大きい項目として1という形に、内容ではそれぞれわかるようにして記載はしたいと思います。

(奥山委員) なるほど。つまり細かく選びたい人には対応し、さらに大括りで選びたい人にも対応すると。両方オーケーですよということでしょうか。

(事務局) 例えば1であれば、「福祉」に寄附したい人であれば1に寄附という扱いになりまして、また「子どもの健全育成」に寄附したい人も1になると。それが合計でこの1の分野で活用されるということになります。

(奥山委員) というのは、人によってはあまり細かいところはいいと。とりあえず全体として子供に出したいという人と、全体としてまちづくりに出したいという人もある一方で、やはり細かくまちづくりといっても、「環境」と「市民活動支援」では違いますよね。だから個別でそこに入れたいという人もいるのかなと思っていて、ざっくりでいいよという人にも対応するし、細かく一個一個にも対応すると、そういうきめ細やかさがあるのかなと思ったのですが、そうではないのでしょうか。

(事務局) そういうことはなくなるという形です。

(奥山委員) 両方かなえられるといいなという希望でした。

(治田委員) 寄附者の意図をどこまで問うかにもよるのですが、そもそもNPOは別に分野に分かれて活動しているわけではないという感じがしていて、本来的にはこの制度も、個々のNPOが寄附を集められればいけれども、そうではないところを行政に寄附することによって担保しましようということで、これにぶら下がる団体がいっぱい増えることがあまり目的ではないような気がしていて、そうすると

分野は要らないのではないかとこの気もしています。要はNPO活動への理解と、逆にもう一歩考えると、これは行政側がするというのであれば、毎年重点項目みたいなものを上げてそこへの寄附を促すのか、何かもう少し仕掛けてもいいのではないかと思います。政策に合わせて、このような分野のNPOを増やしたいけど初期投資についてはそれが出にくいとのことであれば、今年は子供とか環境などの分野を重点的に集めるので、積極的に配分します。というような。私は行政の意思がないのがすごく気になっていて、それはあってもいいのではないかとこの気もします。特に個々のNPOを見ていて思うのは、自分の活動は素晴らしいけど、他の人に関心がないといったことがそのまま脈々に行くよりは、今こういう分野でこれが課題だから、これに取り組むところには、うちは1回我慢して次出しましょうというような、もっと政策をきちんと見られる市民を支援していかなければいけないときに、そういう仕掛けもつくることでそのような文化を醸成することもありなのかなど。もしかしたら飛躍しているかもしれませんが、そのぐらいあってもいいのかなどと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。最初のほうにおっしゃった話は、3の重点応援団体のところでもう一回ご意見を聞きたいと思います。

(治田委員) 落ちた団体から部会が選定というのはすごく消極的な目的で、ちょっと違うと思います。もっと政策に関心を持って、NPOの役割がわかって、さらに寄附を促すみたいな、違う仕掛けが、そのほうが楽しいし、成果もわかるし、お金を出す意味があるではないかと思います。

(小濱委員長) ありがとうございます。

(奥山委員) ふるさと基金とは別なのですよ。

(事務局) 夢ファン드는、ふるさと基金を活用しています。

(奥山委員) ふるさと基金だとしたら、自治体では割と、自分たちの自治体がこれを今やっていますと。そこに市民の寄附を集めて盛り上げていくみたいなことをよく市町村でやっていると思うのです。それを考えると、今おっしゃられたようなことはすごくすんとくるといえるか、横浜のために、特にここに入っているということは市民活動のためにとか、そういうことで芽出ししてもいいのかなどと思います。意外とそこは、ほかの市町村は大分ここに意図を入れているかなどというのはありますよね。

(治田委員) そうすると、本当は各区分にNPOがあつて色々と頑張っているけど、どこかの区分はあまりにもNPOが少ないみたいなのに、重点を置いていくとか、何か工夫もあつて、それぞれの自治体が、こういう分野が欲しいみたいなことを競争した上で選べるとか、頑張るところにお金を出すとか、足りないところにお金を出す工夫みたいなものを、やってもいいのかなどと思います。

(小濱委員長) 18区分から5区分にするという件はどうですか。

(治田委員) 要はすごく少ない産業支援とかにお金が配分されないから、こういう

ことで救いましょうみたいなことですよ。

(小濱委員長) そうでしょうね。ただ、今思ったのは、区とか市とかで政策的に、ではこの分野とかということを決めるときに、5分野は大ざっぱ過ぎると。やはり18分野になったほうがいいということかなと、今聞いたのです。

(治田委員) 私としては、分野はなくていいのではないかと考えていて、団体は複数に当たる場合もあるではないですか。だから分野というのは行政的、これは元々NPO法人自体も限定列挙でないと認められませんというところから来ていて、これは後づけなのです。だからこの分野にとられることは余りないのではないかと思います。逆にもっと、行政的に必要であるとか、もしくは市民が必要だと思っているものに人気投票をすとかして選ぶというのもありなのではないかと思います。すごく話を振っています。だけどそれぐらいに考えないと、何か決まり切ったことにお金を出して、結局自分ではない人が選ぶわけではないですか。だからそこに何か意味があるのかなと思います。

(小濱委員長) わかりました。時任委員、いかがですか。

(時任委員) 今この部会に入らせていただいているのですが、部会に入って何回か会議に出て、助成金も決定しているのですが、今決まっている方、団体はほとんどがその寄附を集めている団体です。私が知る限りは、ここの分野の希望をというのほとんどなかったと思います。この全体の寄附を活用しているのは初めて申請した団体で、寄附がゼロでも、最初は上限7万円お渡ししましょうということなんです。7万円はこの全体から出ているのだと思うのですが。現状は、まず寄附をきちんと集めてくださいねということを伝えていきますから、寄附を集めている団体が自分の団体あてに来た寄附を自分たちの申請した事業で活用するということです。今後この分野を絞り込んで少なくするのであれば、分野の数を変えるのであれば、どう活用していくかという、活用する方法も少し変えていかないといけないと思います。

(奥山委員) そうなるとやっぱりふるさと基金で横浜市のためにという人たちの活用方法が必要ではないかという感じはします。

(松村委員) 単純な質問でいいですか。

(小濱委員長) どうぞ。

(松村委員) このピンクの紙の単純な質問なのですが、分野希望で、1から17まではいいのですが、その下に1、2とか、複数の分野希望がありますが、それはそれぞれ複数で上げているもので、例えば1、2というところから来ているお金と、1というのはまた別にカウントしているのですか。

(事務局) 複数書いてあるものについては、寄附者が複数を選択してきた場合です。ここ最近はそのような場合でも寄附者に問い合わせ、半分半分がいいのかとか、割合を何対何にするのかという意向は一応確認しているのですが、最初の頃はそこまで確認はしていなくて、1と2と書いてあるものについては両方書いてきて、内訳の指定がなかったものはそのまま残っています。

(小濱委員長) 松村委員、そのままご意見はどうですか。

(松村委員) 委員会終了後、回収させていただきますとありますが、これはそんなに秘密なことなのかなと思っています。実際には確かに希望団体の寄附によってほとんどのこの制度が動いているので、余りこの部分は活用されていないということだったのですが、もし活用させていくことを積極的に考えていった場合には、それぞれの分野がどうなっているかというものについて、ある程度ここを解されていたほうが、お金の使い道とかについて積極的に考える人たちが出てきてもおかしくはないのかなという気もするのです。ただ、それはあまり本質的な議論ではないのだと思うのです。元々は団体で希望団体に寄附しましょうという話なので、要するに死に票みたいになっているものをどうしましょうという。そのような意味ではかなり後ろ向きというか、もうちょっとポジティブに何か使えないかというお話だと思いますが、そういう意味では私もこの話を議論していくよりは、そうやって集まってくるお金があるとすると、それをどうやって使うかとか、むしろ今は単に希望分野別になっているものについてある程度、横浜市としてはこれをもっとやりたいとかということがあったほうが、横浜市の提案に対して、例えば団体もそれに向けて提案していくとかというようなもののほうが使い道としてはあるのかなと思っています。そうすると、元々の制度設計と大分ずれてきてしまうとは思いますが。

(小濱委員長) むしろこの分野はない方がいいということになりますか。

(治田委員) それだけを議論することではなくて、そもそもこれがどういう制度なのかみたいところを。いや、本質的にきちんとやらないと、結局その上にただ重ねているだけだと、外部からの意見を聞く意味はないのではないですかということも含めて。もう今は時代が変わってきているから、少し違うほうがよいのではないかと思います。

(小濱委員長) まず聞いてしまいましょう。中島委員、どうぞ。

(中島委員) そもそもこの分野を統合するかどうかということに関しての私の意見では、本当に皆さんのご意見のとおり、使い方次第ですので、寄附をする方と使う方は多分意見が、どちらかという対立するというか、一致した意見にならないような気がします。寄附される方は細かい方がいい。でも使うほうはある程度の大枠で、先ほど奥山委員が言ったように、この分野というのが入れば、寄附者の意思にある程度沿わないものも使えるという意味になるわけですから、その辺のバランスをどちらに重点を置くかということを決めないと、決めるのが難しいかなという印象を持っています。ではどうやって決めるかということ、恐らくものすごく分野を厳密に考えて、この分野に活用してほしいと考えて寄附される方というのは、希望なしに比べても半分です。この数字だけを見ると、希望なしが全体の半分を占めているわけですから、この希望なしというものの活用方法を充実させることによって、もしかしたら希望分野は余り意味をなさなくなるかもしれないと思いました。だから分野をまとめても希望なしは半分残るとすると、そちらのほうも含めた一体

的な制度設計が求められるのかなと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。門倉委員、どうですか。

(門倉委員) 同じような事務をしているので、悩みがよくわかります。寄附者の意思を伺ってしまっている以上、それ以外に使えないという枠ができてしまうのです。そこをどうするのかということだと思うのです。今後については、例えば受付のルートの中で、重点項目を決めて、それに賛同していただくように窓口で誘導することは可能なのですが、今寄附をいただくところの窓口がそういう形でコントロールできる仕組みになっているのかどうかということです。それと、受付の様式が今までのとおり整備されてしまっているということになると、分野限定で寄附した方の意思をどういう形で反映させるのかというのが事務方の1つのテーマになってしまっているので、そういう意味での使い方の工夫というのが今回の提案で、大枠で使えるようにしていきたいということだと思うのです。ですから、過去の部分と今後の部分を分けて検討しないと、使えないお金がずっとそのまま死蔵されてしまうことになるので、何か使う方法はひとつ考えなくてはいけないと思います。今後について、次の重点ファンドを応援団の部分と絡めて、横浜市のこの資金を何に活用するためにどういう形で住民にアピールしていくのかということについてレビューすることが必要なかなと思っています。

(小濱委員長) ありがとうございます。これも3月の委員会まで継続になりますが、いったん議論を止めまして、2番目に行きます。「登録要件の変更」でございませう。「登録要件の変更」につきまして案が2つありまして、現行どおりでいくのか、それとも主たる事務所のほかに従たる事務所も追加するかということですが、これにつきまして皆さんからご意見を伺っていきたいと思えます。では奥山さんから。

(奥山委員) 従たる事務所が横浜にあるところも入れるかどうかという議論でよろしいでしょうか。

(小濱委員長) はい。

(奥山委員) これはどのぐらいあるのか。きっとこれが出てきた背景があるのですよね。そこがわからなくて、もしかしたら従たる事務所が横浜にあるところは今受けていないからということなのですか。

(事務局) 奥山委員はまだいらしていなかったためですが、審議事項終了の時、資料1を1枚めくったところに、「あんしんネット」というところがありまして、今回まさに住所で要件を満たしていないため、不登録団体ということになりました。この団体は主な活動拠点を横浜市栄区に持って運営しているのですが、登記簿上の住所が鎌倉市でした。この団体をどうするかと部会でも議論していたのですが、やはり形式的にも何らかの基準を定めなければいけないところで、現状では、形式的に要件を満たしていないので不登録ということが1つあるということです。もう一つ大きい主力の意見として、所轄庁として関与できる範囲、逆に言うと部会なり推進委員会が対外的に市民にどれだけ審査したかの説明責任を果たせるかという観点か

らすると、ある程度法人をきちんと管理できるエリアというのはあるだろうと思います。そういった考え方から、現行の登録要件は非常に大きい意味があるといった議論がされました。その段階で要件を変えることになると、それに代わるものが見出せないのが、根本的な要件の最初の審査の入り口のところで難しいとの御意見があったのですが、従たる事務所というのは1つ考え方としてあっても良いのかなということがありました。部会ではこの議論は少し難しいという態勢にあったのですが、それでもわずかに可能性があるとする、従たる事務所までその住所要件を拡大してもいいのではないかという意見がありましたので、委員会のほうに諮らせていただいたという趣旨です。

（治田委員）ということは、今の団体さんに鎌倉市以外に横浜市にも事務所を置けという話ですよ。

（事務局）もしくは横浜市の夢ファンドに登録をするのであれば、登記簿上の住所を移してもらうということです。

（治田委員）なるほど。言うのは簡単ですが、団体は大変だと思います。しかも従たる事務所を置けば、それなりに色々な事務所の手続もしなくてはいけない。実質的に栄区で活動しているのなら、別の要件を設けてオーケーにするとかの柔軟なやり方もあるのではないかと思います。ただし、要は活動の主体が認められるから、従たる事務所を追加することによって、私は逆に応募を受ける側から考えると、東京に主たる事務所があつて、横浜にあればとれてしまうみたいなことで、逆に本当は横浜の団体を応援したいのに、東京所在の団体にとられてしまう、そっちのほうがプレゼンとかも上手だったりする場合もあると思いますが、そのほうが嫌だなという気がしていて、安易にこれは追加すべきではないような気がします。

（小濱委員長）ありがとうございます。時任委員、どうですか。

（時任委員）主たる事務所が横浜市内というところではないかというような意見交換を部会でして、今日の事務局の御説明のとおりになっています。色々緩和すると本当にどこまでどのような確認ができるのかで、部会でも色々な意見が出ました。今後NPO法人以外にも幅を広げる可能性もあるのかということも議論したのですが、書類と委員会での意見交換だけで色々なことを決めていますので、やはりある程度何らかの形で基本的な部分を確認できる、そこを担保できているという上での審査や、議論が必要ではないかといった意見は出ました。私個人としても含めないほうが良いのではないかという意見です。

（松村委員）県の基金21でもこういったものが多くて、東京とか千葉とかに事務所を持っているが、実際にやっている現場は横浜市内といったものがありました。ただ、そのときの意見は、先ほど治田委員がおっしゃったように、どちらかというところと他のところでやってきたモデルを水平展開した例が多かったのも、これはただけではないという話がありました。ただ、現実問題として、事務所がある場所と関係なく、実際にそこに張りついてやっている人もいます。それは全然ここでは

救えない話になっていて、結局、書類上の形式的なところで審査せざるを得ないという限界からいうと、私はどちらでも良いような気もしているのですが、従たる事務所をわざわざ置いているとなると、それなりにそこで活動しようという気持ちもあるのかなと読むこともできるのです。言えることは、書類上で計れることは限界があることを承知した上で、実際には判断しなければいけないということだと思っております。それで、従たる事務所を入れたときに何かしらまずいことがどれだけ起こり得るかという、そんなには起こり得ないような気がしてはいます。

(時任委員) 1点いいですか。

(小濱委員長) どうぞ。

(時任委員) 訂正です。部会では従たる事務所を入れることでいいのではないかなりました。そのような意見もありましたということです。なぜかという、従たる事務所の登記は登記上できますよね。それであれば、きちんと登記しているならいいのではないかという意見もありました。

(治田委員) 登記はあまり意味がなくて、本当に活動しているならそこで税金を払っていたり、いろいろな手続きが発生するわけです。だからそこで雇用を生んでいるかどうかみたいな話にも発展するので、登記さえすればいいみたいなことを言ってしまったときに、制度として私は崩壊するのではないかと思っています。むしろ柔軟に、この地域でこの活動をやりますと。それが横浜で、そこでちゃんとその団体がやろうとしていることが評価できるのであれば、原則としてはこうなのだけど、こういう場合もオーケーみたいなもうちょっと緩やかなもの、それが従たる事務所という表記ではないなという感じがします。

(小濱委員長) 中島委員、どうぞ。

(中島委員) 私の意見は、松村委員と同じように基金21に関わっている経験からすると、形式的な所在地はほとんど関係ないから意味がないかなという気はします。特定非営利活動を行う区域が主として横浜市内であることというのが次にありますので、こちらのほうがよっぽど重要で、形式的な所在地が横浜にあったとしても全然関係ない団体はたくさんあるわけですから、今の議論を聞いていると、そちらが選定される可能性があるほうが逆に問題があるのではないかという気はします。ですから、形式的に要件審査をしなければいけないことがあるとするならば、松村委員と全く同じ意見で、主たる事務所、従たる事務所は別にどっちでもいいのではないかと思います。だったら受益者が、広く福祉的な受益者も含めて横浜市民であることというほうがよっぽど重要ではないかという気がします。ただ、それをどうやって計るかというのはまた別問題ですが。

(門倉委員) 難しいことですが、実質的には実態を把握できる仕組みがあった方がいいかなと思いますので、現行案でも結構ですし、従たる事務所が追加されても良いというところではあります。事務方として書類上での判断に委ねられると難しいところがあるのかなと思うのですが、実態をどう捕捉して、それが要件として成立できる部

分をつくれるのかというところにかかっているのかなと思います。

(小濱委員長) 奥山委員、どうですか。

(奥山委員) 難しいのは、登録上の事務所と郵便物を受け取る事務所は違っていたりしますよね。登記の部分と実態のある場所は違っていたりということもあるので、難しいと思います。

(中島委員) 私の知っている団体でも、登記上は代表者の所在地で横浜市なのです。「では、そこに行けばいいですか」と言うと、「いや、そこでは活動していませんから、川崎市のここに来てください」と。そういうのは、いっぱいではないけどあります。

(奥山委員) 名刺に書いてある事務局と違うのですよね。

(中島委員) そうです。だからさきほども言ったように、登記上の外形的なんてあまり意味がないような気がするのです。

(事務局) 2つこちらで考えていることがありまして、1つは、まず実態的なことでいいますと、時任委員も部会の際に参加してわかるように、実際、形式的と言いながら、我々が把握している所轄庁としての情報も加味しながら審査するというものがあります。それから形式的に登記簿上のことでやっていることになると、物すごくかたくて、先生方の前で大変恥ずかしいのですが、NPO法の趣旨の主たる事務所の意味というのは、ほとんどは形式的な裁判所の所轄とか、そういうことも含めて意味はないのですが、1つだけ意味があるとすれば、情報開示の場所はそこであることが原則です。その法人が情報開示をするにはその場所で行なければいけないことが原則になっていますので、横浜市に所在地を持っていると、少なくとも市民の人たちはその活動をその所在地のところで確認できるというメリットがあると思います。そこは落とすのは難しいのではないかなという判断がありました。

(中島委員) 新しい改正したNPO法では、従たる事務所にも書類を置かなければいけないので、そういう意味では従たる事務所でも別にいいのです。

(事務局) そうです。ただ、主たる事務所の今までの考え方とすると、それがあつたということです。

(治田委員) 情報開示は利害関係のある第三者だけではないのですか。

(中島委員) 違います。市民全員に対してです。

(治田委員) みんなに見せなければいけないのですか。

(中島委員) だれでもです。

(治田委員) ホームページとかではなくて。公益法人とかだとホームページでいいということになっています。

(中島委員) いや、違います。今度新しくなったNPO法では、帳票をそろえておかなければいけないということになりました。

(小濱委員長) 第2条のところは(1)から(6)まで全て満たさなければいけな

いことになっているのですが、(2)は要るのかどうかという議論も今ありました。ここだけ私の意見を言って申しわけないですが、私が思っているのは、どのような表現になるかはわかりませんが、横浜市民でない人、それからこの活動は市の税金も使うわけですから、横浜市に税金を払っていない人がこういう団体登録ができてしまうというのは変な感じがします。ですから、それを排除するためにどういう表現をしたらいいかというのはまた別の問題ですが。

(治田委員) まちづくりというのは、基本的にその地域が好きな人も参画できるというのがNPO法としては大事だったような気がします。

(小濱委員長) もちろんそうなのですが、色々なお金が使えてしまうわけでしょう。横浜市の税金を使えるわけではないですか。そこを私は疑問だと思います。だから普通にまちづくりをする団体とか公益的に活動している人たちは、それはそれでおやりになればよろしいと思います。ところが今ここで言っているのはファンドの団体登録の話なので、ファンドの話になってくると、これはかなり問題が違うのではないかと思います。だから普通に活動しているときには、どこに所在地があっても別にいいわけです。だけど今度ファンドというものについてはお金を使うわけですから、そのお金の出所は寄附金であるかもしれませんが、市も非常に大きくかかわってきているものだから、そこは横浜市民という条件と、横浜市に税金を払っているということも私は必要なような気がしますけど、どうでしょうか。

(中島委員) 今のは私は全く理解できなかったのですが、横浜市民であるのはだれが横浜市民なのですか。

(小濱委員長) 活動登録をしている方です。

(中島委員) NPO法人の登録と個人の住所は全く関係ないと思うのです。

(小濱委員長) 法人という考え方もいいですが、NPO法人は横浜市に登録されていること。

(事務局) 法人市民税の話です。

(中島委員) 法人市民税の話ですか。

(事務局) 若干補足しますと、この基金というのは、先ほどから説明がありました、ふるさと納税制度をやっているものですから、一旦そこで受けたものを横浜市のお金で1回一般会計のほうに入れるのです。最終的に出すときには基金からダイレクトに出すのではなくて、一般会計に繰り入れた段階で一般会計の補助金として出すので、そのときに今委員長がおっしゃったように、我々の事務費とかも加味されまして、事務費は基金の中からではないですが、別添で横浜市のほうの一般会計費の中から組み入れた形で、そういう事務費とかも込みで補助金として支出することになっています。原資は集めた基金でやるのが原則なのですが、形式的には最後は横浜市の税金から支出した補助金という形で出すという形になっているのです。ちょっと複雑な仕組みになっています。

(小濱委員長) 言葉足らずですみません。

(中島委員) 例えば、後の3にも係ってくるのですが、事業を委託する団体とかというのも全部、今のロジックでいうと税金を使うわけですから、全部横浜市の団体が支援する側にも回るということになるのですか。

(事務局) それはないです。ふるさと納税制度を使っていますから、当然のことながらこの寄附している方は全国から寄附されているわけなので、単純に横浜市民が支えているというわけではないです。

(中島委員) その人たちが共通している思いというのは、このお金を横浜市のために使って欲しいということですから、やっぱり受益者が横浜市民であることが重要であって、それを使う側、サービスを提供する側の要件というのは柔軟になった方がいいような気はするのです。

(事務局) ただ、今言っているのは、そこの人たちも法人市民税を払っている面もあるということだけなのです。そういう面もあるので、そこも加味したらどうかという御意見だと認識していました。

(治田委員) 私は市の事業者なのですが、同じようなロジックでやっていますが、結局ほかの東京にある団体等にとられているケースもいっぱいあるように思います。でもそれはいい事業であって、横浜市にとっていいという判断をすれば、事業者がただ至らなかつただけの話であって、オーケーにしておかないと、色々な多様性も含めて横浜市だけで固めていたら、だって横浜市以外の人からもお金をもらっているのだったら、それも含めて横浜市に対して出しているわけだから、もっと広くていいのではないかという気もするのです。そこで規定することのマイナスのほうを考えたほうが良いと思います。

(小濱委員長) 今日は意見をどんどん出していただければよろしいのですが。

(事務局) 今日、結論をつけていただくのではないのですが、先ほどもご意見が出ましたが、要は部会でどこまで審査できるかというところの話があります。今は曲がりなりにも登録地であるとか、形式的にNPO法人に限定しているというところで、形式的な公益性を保って、そこは審査を経験しています。そこを今外してしまったときに、実態的な登録まで含めて審査できるかといったところは大きい課題かなとは思っています。

(治田委員) もう一つ議論として、さっき時任委員もおっしゃっていましたが、NPO以外にも広げるといふ話もあったと思います。そういう話はもうここには上がってこないのですね。議論するのに上がってこないとおかしくはないですか。というのは、今公益法人制度も変わって、公益財団は300万円積みめばできます。だけど活動としてそんなに潤沢な活動費がある団体ばかりではなくて、形式要件さえ整っていれば、私は公益財団法人とか公益社団、それに一般を入れたらまた多分違うことになってしまうと思うのですが、そこも入れたほうがいいのかわからないですが、同じ市民活動だったら一緒に議論してもいいと思うのです。

(時任委員)ただ、そのときに、一般社団とかという、例えで出ましたが、3万円のファンドが欲しいというぐらいの事業なので、仲よしサークルとか、そういうような部分になってきたときに、どこまで本当にその団体に活動実績があるのかというところの議論になったのです。

(治田委員)それは任意団体ということですか。

(時任委員)そうです。法人ではなく任意団体になったときに、要はNPO法人以外という議論になったときに。

(治田委員)ボランティアグループとか、そっちも含めてと。

(時任委員)そうしたときに、会計報告とかも作っていないとか。NPO法人の場合だと、この団体はどのような報告書が出ているのかということで、その団体のファイルで、確かに昨年度、決算報告がこうなっているというような確認作業も踏まえて審議をしているので、任意団体も含め、様々な団体となると、そのあたりは難しいという意見になったのです。

(治田委員)例えば、これは大きな話ですが、あしなが育英基金というのはどういう法人格を持っているかご存じでしょうか。あそこは任意団体なのです。だから意図的に法人格をとらないで活動していこうというところは市民性がないのですかという、私はないとは思わないです。そういう意味で、一定要件を満たせばエントリーできますと。規約がないのはだめですよ。規約があつて、活動費がある程度あつてということであれば、幅を広げてもいいのではないかと思うのです。それをこの夢ファンドでやるべきかどうかはわからないのですが、少しでもそういう団体が出てこない限り、大きいNPOばかりに支援することになってしまうような気が私はしています。だからこの制度として何を応援したいのかというところが明確でない中で議論しているからいけないのかもしれませんが、多様性が本当に何かきついなみたいな、洋服に合わせなければいけないのかみたいなことをすごく感じるのです。だからここでの議論をもう少し幅広にしないと、「いや、部会でもこうなりましたからこうなのです」だと、そんな意見もあつたのに。みたいな話もなくなってしまふよねという気がします。以上です。

(小濱委員長)どうしますか。1、2と来て、こんなに盛り上がると思わなかったです。では、これは積み残しがあつて欲求不満かもしれませんが、とりあえず3に行きます。今度はよこはま夢ファンド重点応援団体のことについてです。先ほど事務局から説明がありました。治田委員のほうから少しご意見もいただいたところですが、これについて皆さんのご意見を伺います。では、門倉委員のほうから行きますか。

(門倉委員)難しいですね。重点応援団体のテーマとか分野とかも部会が選定されて、こちらに上げてくるイメージなのですか。

(事務局)そうですね。かつちりとしたものではないのですが、一応そのようなことができるかできないかみたいなことも含めてです。

(門倉委員) そうすると基盤的な財源は、先ほど言っていた、希望なしのフリーな財源を使うと。分野によっては、もしこれが統合できれば、それを財源とするということなのですか。

(事務局) はい。

(門倉委員) 難しそうなテーマにチャレンジされているという感想です。

(中島委員) 支援する目的がこの夢ファンドに対して希望寄附が集まるようにするというのは、多分違うのではないかと思います。これを含めてその支援団体が多様な活動に必要な資金を集められるようにするというのは、だから後ろものとかぶってきてしまうのですが、夢ファンドのためにプロモーションするというのはちょっと違うのではないかという気がします。団体希望寄附が集まるような事業を実施する、寄附を集めるのはこの団体の目的ではないので。

(事務局) ここに来るまでの背景を説明しておいたほうがいいのかと思いますので、御説明します。実は登録している団体でも、全く寄附が集まっていませんが、事業を提案して補助金を出してくださいという申請が、今回はなかったのですが、毎回あります。そこで悩みなのは、スタートアップの7万円を支給した後に、そのような申請が来て、確かに公益性はあると感じますが、今までのルールからすると助成金を支給できませんよねと。そのような団体に対しては、補助金で補助できるようにしたほうがいいのか、それともその団体自体にお金を集める仕組みを身につけてもらうようなところに支援したほうがいいのかという議論があったときに、そのような団体が最近、目立ってきましたので、ほかの団体でもう実際的なノウハウを持っている、私だったらこのような団体に対して寄附の集め方を手助けできるところに手助けしてもらったほうがいいのか。そういうところに事業を行ってもらうためのお金にしたらいいのではないかというところが背景になって、このような提案になったということです。

(治田委員) ということは、NPOコンサルみたいところにお金が入ると。

(事務局) そうです。

(治田委員) 今、私は中小企業の支援にも関わっているのですが、結局間に入るところにお金を出すようになると、そのために動いてしまうというか、そっちにばかり、本来的にはそっちではない、本当に寄附をしている団体に行かなくなってしまうときに、この仕組みではないのではないかという気がしているのです。であれば、この枠組みではなくて、もっとNPOの基盤整備のところ、横浜市の別の事業できちんとフォローアップするとか、例えば先ほどの任意団体からNPOになろうとするところへのスキルアップとかで、もっと全般的にやった上でここにチャレンジすることを毎年3件とか4件とか増やしていくみたいな方がもっと広がりがある、特定のところを支援したり、特定の団体にお金が出るような仕組みにはならないのではないかと思います。

(小濱委員長) 松村委員、先にご発言ください。

(松村委員) 整理をしたときに、多分1番は今まで特定の希望をとって寄附を集めているけど、今うまく使い切れていないので、それを使っていきましょうみたいな話で、そういう意味では、統合したときに使いやすくなるのであれば、それは意味があると思います。これはどちらかという、積み残しているものをどうしようという話なので、今後これからどうしようというところは2番、3番的なところだと思うのです。基本的にはなるべく使い勝手がいい制度にしていくことが大事だと思っていて、それで2番についてもそれほど重要な論点ではなかったとは思いますが、つけ加わって使い勝手がよくなるのだったらいいだろうと思います。ただ、先ほど中島委員が話したと思いますが、要綱の(3)のところをどれだけ実質的にきちんと、しかもなるべく事務局のほうで仕事量を減らしながらできるかということが多分課題だろうと思っています。多分、特定非営利活動法人というところに落ち着いてしまっているのだと思います。その辺のやり方については事務局側の作業量も勘案しながらやっていくしかないのだろうと思うのです。治田委員のおっしゃることもすごくよくわかりますが、現実的なところで判断していくしかないのだろうと思います。3番に関しましては、かなり治田委員の御意見に近いところがあり、最近NPOを支援するところはかなり色々な事業が入ってきていて、それは新しい公共のころから結構そのような形で広がってきていて、それを得意としている団体もかなり活躍されています。しかし、実際問題としてはあまりエンパワーメントがされていないという感じがしているのです。やはりここに来ている寄附というのは、基本的にはそれぞれの事業を個別に実施している団体になるべく多くいくべきだと思うので、そこでの委託契約をしていうよりは、ここの役割をなるべく、本来的にはそれぞれの団体がエンパワーメントされていくような、どういうやり方がいいのかすぐには思い浮かばないのですが、何かそのプロモーションに入る団体が事業をうまく転がしていくのではなくて、関わっていくことによって自ら自分たちできちんと寄附を集められていったりとかしていくような、それがあまり見えないのです。この書かれている形だけだとちょっと見えないので、ごめんなさい。本来だったらその辺を行政とかでできたらいいのだと思うのですが、それが委託せざるを得ないというところが一番の問題かとは思いますが、それを強めていくところがまさしく大事なところだと思うのです。

(中島委員) 補足です。

(小濱委員長) どうぞ。

(中島委員) 先ほどの説明はすごく腑に落ちるのですが、それが委託ではないだろうと思います。もっとケアサポートみたいな、ワンオフの契約に基づく支援ではなくて、支援するほうもされる側もずっと継続的な関係を結びながらやっていくものなのだと思います。ただ、それが具体的にどういう事業かというのはわかりませんが、繰り返しになりますが、事務局がおっしゃられたことはすごく理解できて共感できるのですが、やり方がこれとは違って、だったらどういうやり方がいいかと

というのはぱっと思い浮かばないという感じです。

(奥山委員) 最近ふるさと納税といえば何かお土産がもらえるということで、ホームページで大分ブレイクしているらしいのですが、やっぱり何か寄附する人も受け取る人もちょっとハッピーになって、やりとりが見えることはすごく大事なような気がします。今ここに書かれていることを見ると、とても消極的で、色々とエントリーはしたのだけどなかなかもらえない団体を何とか引き上げるためにというのも何だか寂しいような感じもします。多分このことも知らないNPOとかも多くいたりして、そんなことを考えると、金額は大きくなっていいですが、こういうのをやりたいのだけどというのがホームページにたくさんあって、寄附者が選んでできるとか、何か方向性があるというか。夢ファンドは知る人ぞ知るみたいになっていて、その分もらうためには寄附者を集めなければいけないという。暗黙のそういうのを知っている人はそうだし、知らない人はエントリーすれば何か応援してくれる人がいてお金がもらえるのかなというイメージがあるから、この間のように、登録したのだけど全然寄附をもらえないみたいな、何だかそんな話になってしまうので、少し工夫が必要かなと思います。ふるさと納税ということは、全国から横浜のためにおっしゃっている人たちに構造が見えないような不思議なものになってしまっているかなと思うのです。今流れとしては可視化の流れですよ。うまく市民活動に生かせるような仕組みになるといいなと思うのです。今これを言っても難しいのかもわかりませんが。

(小濱委員長) ありがとうございます。このお題につきまして、他にいかがですか。では、次に行きます。人材バンク事業の拡充につきまして変更案がございます。これにつきましてご意見を伺いたいと思います。では、奥山委員からお願いします。

(奥山委員) 現状はどのような感じなのでしょうか。どのぐらいのリクエストがあって、どのぐらい行われているものなのでしょうか。

(事務局) 実際この派遣事業も夢ファンドの寄附を活用してやっております、毎年部会等において年間の予算を相談しているのですが、これまでは年9件の予算なので、PR自体も余り大々的にやってしまうと9件を超えてしまうこともあり、今年度は現在、9件のうち8件まで来ています。実際に活用するかしないかは、最初の窓口になってもらっているのが横浜市市民活動支援センターで、本当に人材バンクの派遣を活用したほうがいいのかとか、もしくは活用しないでほかのやり方があるのかとか、そのような聞き取りもやっております。その中で選択をして、本当に必要な団体を支援しています。昨年度は6件の実績でした。

(中島委員) この対象は登録団体ではなくてもいいのですか。

(事務局) こちらは任意団体も含めて、ファンドの登録団体だけではないです。

(中島委員) そうすると間口が広い、潜在的には幾ら予算があっても足りなくなる可能性もあるということなのですね。わかりました。ありがとうございます。

(小濱委員長) 奥山委員、御意見はありますか。

(奥山委員) 30回あると思えば、多分市民活動支援センターでも、この人たちに本当は使ってほしいけど、年間の回数が限られているので選んでしまうみたいな、年末になったら少しまだありそうだから使うみたいな、そのようになるのだとしたら。いや、実施している団体さんに確認して、その確認した上での30回ということなのか、そのあたりが感触を一番感じている人たちのご意見も大きいのかなと思います。どうでしょうか。

(小濱委員長) 中島委員、御意見ありますか。

(中島委員) この検討事項のところに書いているNPO等、要するにそういう団体やそういう人材があるかという。派遣側のほうは、今は登録されているものとかはいらっしゃるのですか。例えば登録アドバイザー制度みたいなものはないのですか。

(事務局) 今現在の区分は3区分だけなのですが、例えば税理士についてはNPO法人の税理士のサポートセンターと市民活動支援センターのほうで協定書を結んだ仕組みができています。今回新たな区分で中小企業診断士とか経営コンサルタントが、仮に変更として区分追加になった場合にはそういったところも探すところも含めて、市民活動支援課や市民活動支援センターと一緒に、この金額でできるかも含めて探していかないといけないということです。

(中島委員) 例えば一つ一つの団体が抱えている課題というのは、1回とか2回で解決することは多分、不可能だと思うのです。ですから、この制度がどんなことを目指しているのか。例えばそのようなNPOでやっている市民活動団体であったりする、支援する専門家というのがいるのです。ちゃんとお金を払えばそういう人たちのサービスも使えるのですよということを団体の方にわかっていただく、その効果を検証してもらおうということも含めて、例えば登録している人たちをリストみたいにして、この夢ファンドで使うお金というのは、例えば最初の1回だけとか、でも後は自分たちでやってくださいとか、どこまでやるのかとか。今は1つのアイデアですけど、この夢ファンドの人材バンクというのが全体的な団体の力量係数の中でどのような役割を果たすのかとかということを明確にして、全部をするのは無理だと思います。ですから、性格づけを明確にして、最終的には多分こういう専門家のアドバイスはこれからNPO、市民活動団体にすごく大事になると思いますから、それをある意味、マーケットをつくるとか、マッチングを促進するとか、何か目標を持って、この夢ファンドの果たす役割を明確にした上でやらざるを得ないのかなという気はします。

(小濱委員長) そのほか、御意見はどうですか。では、次に行きます。名称を変更したいそうです。アドバイザー派遣事業にすると。これについてはいかがですか。特にご意見がなければ、次にいきます。寄附金付の自動販売機を設置してみようということで、とりあえずは支援センターにある自動販売機を、事業者と相談しながら

ら、夢ファンド用の寄附ができる自動販売機にしたいという内容です。

(特に意見なし)

最初に戻りまして、1の希望寄附分野の統合の問題、それから夢ファンドの登録団体の規定のところですか。それから3の重点応援団体をどうするかという話。それから4の人材バンク事業、それから支援アドバイザー派遣事業ということですが、これの中身と検討内容事項について、御意見があまり出なかったのですが、5000円をどうするか、区分をどうするのか、派遣してくれている団体があるかどうかについては、今日のところは積み残してしまいましたが、いずれの問題につきましても、これから3月に向けて事務局、部会のほうで揉んでいただいて、3月にもう一回審議するという段取りでございます。どうですか。これだけでも1回分ぐらいのボリュームがありそうなので、私が後で事務局と話しますが、これだけでもう一回委員会を臨時に開いてもいいような気がします。今日は根本的な問題と申しますか、問題提起もされていますので、そのあたりの流れに沿って変えていくのではなくて、もっと柔軟に考えて、市民活動が盛り上がっていくような仕組みをどうするか。それからふるさと納税の話も出ましたが、この夢ファンドをもっと活用しやすいものにするにはどうしたらいいかという。今日はこのような話題が出てきましたが、もっと根本的に掘り下げておかないといけないかなという気もしておりますので、それも含めて事務局のほうとは打ち合わせさせていただいて、場合によってはもう一回皆さんにこれだけでお集まりいただこうかなという気もします。

(事務局) 協議事項が終わるに当たりまして、十分な議論をいただく資料とかデータとか、あるいは過去の経緯の説明とかがどうも事務局のほうで不十分な部分がございます。それで議論していただくような場にしてしまったことは非常に申し訳ないと思っています。にもかかわらず、色々刺激のご意見をいただき、我々の常識とは違う進んだ部分を市民活動の皆さんが持っているから、できるだけ行政的な視点とか価値観とかを、事業の使い方、スキームはもちろん事務局がやっていますが、そういうのも持ち込まないほうがいいのかなんていう思いも今まで少し持っていました。ですが、重点政策の立て方とかに刺激のご意見をいただいたり、あるいは委員さんによっては事務局の事務量にまでご配慮いただいたご意見とかもあって、非常にさまざまな意見を聞かせていただいてすごくありがたかったです。この夢ファンドに関しましては寄附していただいた方のご厚意とか、あるいは活動者のエンパワーメントに資するとか、あるいは最後の横浜市民のこの活動の成果を翻って市民の皆さんの幸福度がアップすることのリターンとか、考えなければいけない要件が幾つもある中で、どれも色々そこそこ満たそうと、事務局のほうの案が、現状こういう課題があるからそれを解決しようという提案に今回なっています。そうではなくて、委員の皆さんはもっと根本的なところから議論したいのだよという、今日は宿題だったと思います。スキームができて何年かたって、ある意味定着し、ある意味課題も見えてきた時期ですので、私たちの仕事の

仕方も含めて本日は宿題をいただいたと考えています。資料の提示の仕方とかに不備な点があったことをおわび申し上げたいと思います。

(小濱委員長) ありがとうございます。資料はよかったと思うのです。今日この部分については非常にいい議論ができたと思っていて、やっぱり時間が短いという。前から言っていますけど、1回の委員会を2回に分けましょうよという感じもいたします。

(3) 報告事項

ア 「そうだ! NPOに聞いてみよう!」認定・指定NPO法人による相談窓口事業について

イ 市民活動コーディネート入門講座について

ウ 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領改正について

(小濱委員長) では、報告事項に入りたいと思います。報告事項は3つございますが、一括して説明してください。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) 何か御質問はございますか。

では、最後の資料9ですが、取り扱い要領の改正ですので、このように改正してよろしいかどうかをお伺いいたします。資料9に関しましてはご説明があったとおり、基本となる条例が変わりましたので、それに合わせて文言を改正するということですが、これは御了承いただけますか。

(了承)

(小濱委員長) ありがとうございます。それではこれで報告事項を終わります。

(4) その他

(小濱委員長) では、その他について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 次回の日程の前に、本日、御欠席の三輪委員から御報告してほしいという話がありましたので、事務局から少々御報告させていただきます。横浜市立大学と、市民活動支援センターで今、連携を行っておりまして、市大の三輪委員の授業で、住民の力を生かす上で施設の存在意義と課題という授業をやっているそうです。そちらを受講している学生さんが市民活動支援センターを訪問して、その印象などを授業で発表とか意見交換をするという授業をされたそうです。授業には市民活動支援センターの職員も参加しまして、学生から出た意見を基に、改善できる点については改善したという話を伺っております。詳細については次回3月に予定している委員会でもた詳細な説明があると思いますが、一応こういった活動をされているという形でご報告させていただきました。

また、次回の委員会日程なのですが、委員長から先ほど宿題をいただきましたが、とりあえず事前に調整させていただいた中で、来年平成26年3月17日の月曜日

	<p>の午前中を考えています。場所と詳細な時間については別途お知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>(小濱委員長) ありがとうございます。では、次回日程は3月17日の午前中ということでございますので、予定を空けてください。</p> <p>(1) 審議事項【非公開】</p> <p>エ 次期横浜市市民活動支援センター運営事業委託団体の選定について</p> <p>5 閉会</p> <p>(小濱委員長) それでは、以上をもちましてすべての議事が終了いたしました。今日盛り上がりました協議事項のところですが、今日は本当に短い時間で協議する項目も多かったものですから、大分積み残してしまったと思います。皆さんも欲求不満がたまっていることも数あると思いますが、ここにつきましてももう少しじっくりと話すのかどうか、それは持ち回りでやるのか、みんなに集まってもらうのかも含めまして、事務局と相談させていただきます。その結果をまた皆さんに御報告することにしまして、今日のところはお納めいただきたいと思います。</p> <p>では、今日は長い時間、皆さん、活発なご議論をありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 : 平成25年度第2回市民活動運営支援事業部会審査結果について ・資料2-1 : 横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス平成26年度入居団体審査について ・資料2-2 : 横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス入居団体審査基準 ・資料2-3 : 平成26年度横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス入居団体の選考結果について (通知) ・資料3-1 : 平成26年度横浜市市民活動支援センター事業自主事業提案募集要項について ・資料3-2 : 平成26年度横浜市市民活動支援センター事業自主事業提案募集要項 ・資料3-3 : 平成26年度横浜市市民活動支援センター事業自主事業提案の選考結果について (通知) ・資料4 : 次期横浜市市民活動支援センター運営事業委託団体の選定について ・資料5 : 平成26年度以降の横浜市市民活動支援センター事業部会の役割について ・資料6 : 横浜市市民活動推進ファンド寄附の新たな活用方法について ・資料7 : 記者発表資料 (10月31日)「そうだ! NPOに聞いてみよう! ~認定・指定NPO法人による相談窓口を開設します~」 ・資料8 : 市民活動コーディネーター入門講座募集チラシ ・資料9-1 : 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領改正について ・資料9-2 : 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領 新旧対照表 ・資料9-3 : 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領 (旧) ・資料9-4 : 横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領 (新)

